

○東日本大震災における原子力発電所の事故による災害に対処するための避難住民に係る事務処理の特例及び住所移転者に係る措置に関する法律

の事故による災害に対処するための避難住民に係る事務処理の特例及び住所移転者に係る措置に関する法律

(平成二三年八月一二日法律第九八号)

一、提案理由(平成二三年七月二八日・衆議院総務委員会)

○片山国務大臣 東日本大震災における原子力発電所の事故による災害に対処するための避難住民に係る事務処理の特例及び住所移転者に係る措置に関する法律案及び東日本大震災における原子力発電所の事故による災害に対処するための地方税法及び東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の一部を改正する法律案の提案理由及び内容の概要を申し上げます。

まず、東日本大震災における原子力発電所の事故による災害に対処するための避難住民に係る事務処理の特例及び住所移転

者に係る措置に関する法律案につきまして、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

この法律案は、東日本大震災における原子力発電所の事故による災害の影響により多数の住民がその属する市町村の区域外に避難し、または住所を移転することを余儀なくされた事態に対処するため、避難住民に係る事務処理の特例を設けるとともに、住所移転者に係る措置を定めるものであります。

次に、法律案の内容について、その概要を御説明申し上げます。第一は、避難住民に係る事務処理の特例に関する事項であります。

東日本大震災における原子力発電所の事故に関して原子力災害対策本部長による警戒区域の設定等の指示の対象となつた区域をその区域に含む市町村であつて、あらかじめ当該市町村の長の意見を聞いた都道府県の知事の意見を聞いた上で総務大臣が指定する避難元の市町村または当該市町村の区域を包括する都道府県は、法律または政令により処理することとされている事務のうち避難住民に関するものであつて、みずから処理することが困難である事務について、総務大臣への届け出及び総務大臣による告示等の手続を経て、避難先団体が処理することとすることができます。

また、避難先団体が処理することとされた事務に要する経費は、原則として避難先団体が負担することとし、国は、避難先団体が負担する経費について、必要な財政上の措置を講ずることとしております。

第二は、住所移転者に係る措置に関する事項であります。

総務大臣が指定する避難元の市町村及び当該市町村の区域を包括する都道府県は、当該市町村の区域外に住所を移転した者のうち申し出をしたものに対し、当該市町村または都道府県に関する情報を提供するものとするとともに、当該市町村の区域への訪問の事業その他当該市町村の住民との交流を促進するための事業の推進等を講ずるよう努めるものとしております。

また、これらの施策について意見を聞くため、当該市町村は、

条例で、住所を移転した者のうち申し出をしたものから選任した者で構成される住所移転者協議会を置くことができることをしております。

以上が、この法律案の提案理由及び内容の概要であります。

.....(略).....  
何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御賛同あらんことをお願  
い申し上げます。

東日本大震災における原子力発電所の事故による災害に対処するための避難住民に係る事務処理の特例及び住所移転者に係る措置に関する法律

## 二、衆議院総務委員長報告（平成二三年八月一日）

○原口一博君 ただいま議題となりました両法律案につきまして、総務委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

まず、原子力災害に対処するための避難住民事務処理特例法案は、東日本大震災における原子力発電所の事故による災害の影響により多数の住民がその属する市町村の区域外に避難し、または住所を移転することを余儀なくされた事態に対処するため、避難住民に係る事務を避難先の地方公共団体において処理する特例を設けるとともに、住所移転者に係る措置を定めようとするものであります。

.....(略).....  
両法律案は、去る七月二十七日本委員会に付託され、翌二十八日片山総務大臣から提案理由の説明を聴取し、本日質疑を行いました。

質疑終局後、原子力災害に対処するための避難住民事務処理特例法案に対し、民主党・無所属クラブ、自由民主党・無所属の会、公明党の三会派共同提案により、この法律に定めるもののか、東日本大震災に係る避難者に対する役務の提供に関し必要な措置を講ずべき旨の規定を附則に追加することを内容と

東日本大震災における原子力発電所の事故による災害に対処するための避難住民に係る事務処理の特例及び住所移転者に係る措置に関する法律

三四八

する修正案が提出され、趣旨の説明を聴取いたしました。

次いで、順次採決いたしましたところ、まず、原子力災害に対処するための避難住民事務処理特例法案は全会一致をもって修正議決すべきものと決し、原子力災害に對処するための地方税法改正法案は全会一致をもつて原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、原子力災害に對処するための避難住民事務処理特例法案に対し附帯決議が付されました。

以上、御報告申し上げます。

○委員会修正の提案理由(平成二三年八月二日)

○西委員 ただいま議題となりました修正案につきまして、提出者を代表いたしまして、その提出の趣旨及び内容について御説明申し上げます。

この修正案は、国は、この法律に定めるもののほか、東日本大震災の影響によりその属する市町村の区域外に避難することを余儀なくされている住民に対し、その要因が解消されるまでの間、地方公共団体が適切に役務を提供することができるようするため、この法律の規定に基づく避難住民に係る措置に準じて、必要な措置を講ずるものとする規定を附則第三条として追加するものであります。

○附帯決議(平成二三年八月二日)

以上が、本修正案の趣旨及び内容であります。  
何とぞ委員各位の御賛同をお願い申し上げます。

○附帯決議(平成二三年八月二日)

政府は、本法施行に当たり、次の事項について十分配慮すべきである。

一 東京電力福島第一原子力発電所事故(以下「福島原発事故」という)被災地の市町村を始め東日本大震災に伴い、住民の住所地市町村の区域外への避難を余儀なくしている市町村が多数存在していることを踏まえ、被災市町村住民に対する行政サービスの停廃を招くことのないよう、本法の趣旨に即し、最大限の配慮を行うとともに、被災地市町村の行政サービスの補完に努めること。

二 避難住民の届出については、避難住民の置かれている状況を踏まえ、避難先団体による受付を認めるなど、その便宜が図られるよう努めること。

三 避難住民に係る事務処理の特例制度の円滑な実施を図るために、指定市町村の指定や特例事務の届出、告示等の事務が可能な限り迅速に行われるよう努めること。

四 本法により國の財政上の措置を講ずるに当たっては、対象団体の実情を十分に踏まえ、必要かつ十分なものとするこ

と。

五 福島原発事故被災地への避難者の帰還を促進するため、指定市町村の特定住所移転者に係る施策の実施を支援するとともに、福島原発事故の早期収束と放射能汚染された周辺環境の復元、地域経済の復興と雇用の確保等の施策の展開に最大限の配慮を行うこと。

六 東日本大震災に係る避難者に対する役務の提供に関する措置を講ずるに当たっては、指定市町村以外の指定都道府県内の市町村の住民のうち福島原発事故災害の発生を受けて当該市町村の区域外に自主的に避難している住民の実態を早急に把握し、適切な対応に努めること。

### 三、参議院総務委員長報告(平成二十三年八月五日)

○藤末健三君 ただいま議題となりました両法律案につきまして、総務委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

まず、東日本大震災における原子力発電所の事故による災害に対処するための避難住民に係る事務処理の特例及び住所移転者に係る措置に関する法律案は、東日本大震災における原子力発電所の事故による災害の影響により多数の住民がその属する市町村の区域外に避難し、又は住所を移転することを余儀なく

東日本大震災における原子力発電所の事故による災害に処するための避難住民に係る事務処理の特例及び住所移転者に係る措置に関する法律

された事態に対処するため、避難住民に係る事務を避難先の方々公共団体において処理することとすることができる特例を設けるとともに、住所移転者に係る措置を定めようとするものであります。

なお、衆議院において、東日本大震災に係る避難者に対する役務の提供に関する措置を追加する修正が行われております。

……(略)……

委員会におきましては、両法律案を一括して議題とし、政府案が事務処理特例の対象を原発事故に伴う避難者に限定した理由、事務処理の特例に伴い国が講じる財政上の措置、地方税の特例に伴う自治体の減収見込額とその補填措置、原発事故に起因した自治体の減収を東電の賠償対象とする必要性等について質疑が行われました。

質疑を終局し、順次採決の結果、両法律案はいずれも全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、原発避難者事務処理特例法律案に対し七項目から成る附帯決議が付されております。

以上、御報告申し上げます。

○附帯決議(平成二十三年八月四日)

政府は、本法施行に当たり、次の事項についてその実現に努めること。

東日本大震災における原子力発電所の事故による災害に対処するための避難住民に係る事務処理の特例及び住所移転者に係る措置に関する法律

三五〇

めるべきである。

一、東京電力福島原発事故による災害の被災地の市町村を始め、東日本大震災に伴い、住民が区域外に避難することを余儀なくされた市町村が多数存在していることを踏まえ、被災した住民に対する行政サービスの停廃を招くことのないよう、本法の趣旨に即し、最大限の配慮を行うとともに、被災地の市町村の行政サービスの補完に努めること。

二、避難住民の届出については、避難住民の置かれている状況を踏まえ、避難先団体による受付を認めるなど、その便宜が図られるよう努めること。また、事務処理の特例制度の内容及び必要な手続について、避難住民に対する周知に努めること。

三、避難住民に係る事務処理の特例制度の円滑な実施を図るために、指定市町村の指定や特例事務の届出、告示等の事務が可能な限り迅速に行われるよう努めること。

四、本法により国の財政上の措置を講ずるに当たっては、対象団体の実情を十分に踏まえ、必要かつ十分なものとすること。

五、東日本大震災に係る避難者に対する役務の提供に関する措置を講ずるに当たっては、指定市町村以外の指定都道府県内の市町村の住民のうち東京電力福島原発事故による災害の発

生を受けて当該市町村の区域外に自主的に避難している住民の実態を早急に把握し、適切な対応に努めること。

六、東日本大震災の影響によりその属する市町村の区域外に避難することを余儀なくされている住民に対し、地方公共団体が適切に役務を提供することができるようにするため、この法律の規定に基づく避難住民に係る措置に準じて国が講ずる措置について、その具体的な内容を明らかにすること。

七、東京電力福島原発事故による災害の被災地への避難者の帰還を促進するため、指定市町村の特定住所移転者に係る施策の実施を支援するとともに、東京電力福島原発事故の早期収束と放射能汚染された周辺環境の復元、地域経済の復興と雇用の確保、被災した住民の生活の再建等の施策の展開に最大限の配慮を行うこと。

右決議する。